

社会的養護 I ③④

子ども家庭福祉をめぐる問題





子ども虐待だと思えるものはどれですか？

- ・ 子どもの前で酒を飲んだ夫が妻に暴力をふるう
- ・ 子どもが話しかけてきてもひたすら無視する
- ・ 子どもを何日もお風呂に入れてあげない
- ・ 子どもに性的行為を強要する
- ・ 子どものおむつを何日も替えない
- ・ 「おまえなんか生まれなきゃよかった」と毎日言う
- ・ 子どもにアダルトビデオをみせる
- ・ 病気の子どもを病院に連れて行かない
- ・ 子どもを必要以上に殴ったり蹴ったりする
- ・ 子どもを階段から突き落とす
- ・ 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・ 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・ 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・ 他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- ・ 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- ・ 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

子どもの虐待対応の歴史

～ アメリカ ・ 日本 ～

- 1874年 メアリー・エレン事件と動物愛護協会（SPCA）
- 1875年 児童虐待防止協会（SPCC）
- 1900年 エレン・ケイ「子どもの世紀」を発表
- 1946年 放射線科医からの問題提起「キャプフィー論文」
- 1947年 「_____」
- 1962年 ケンプ「Buttered Child Syndrome : BCS」
- 1963～68年 児童虐待通告法がすべての州で成立
- 1974年 子ども虐待防止と処遇に関する法律（CAPTA）
- 2000年 「_____」





「_____」 physical abuse

- * 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為
- * 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなどの行為
- * 意図的に子どもを病気にさせる など





「_____」 sexual abuse

- * 子どもへの性行、性的行為（教唆を含む）
- * 子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為
(教唆を含む)
- * 子どもに性器や性行を見せる
- * 子どもをポルノグラフィーの被写体などにする など





「_____」 psychological abuse

- * ことばによる脅かし、脅迫
- * 子どもを無視したり、拒否的な態度を示す
- * 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う
- * 子どもの自尊心を傷つけるような言動
- * 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする
- * 子どものきょうだいに、虐待を行う
- * 配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言

など



子どもに虐待をするのは保護者だけ？

例えば・・・

- * 学校の教師や保育所の保育士、施設職員などによる体罰は？
- * 学校や施設内での子ども間のいじめは？
- * きょうだい間、保護者以外の同居人などからの性的虐待は？

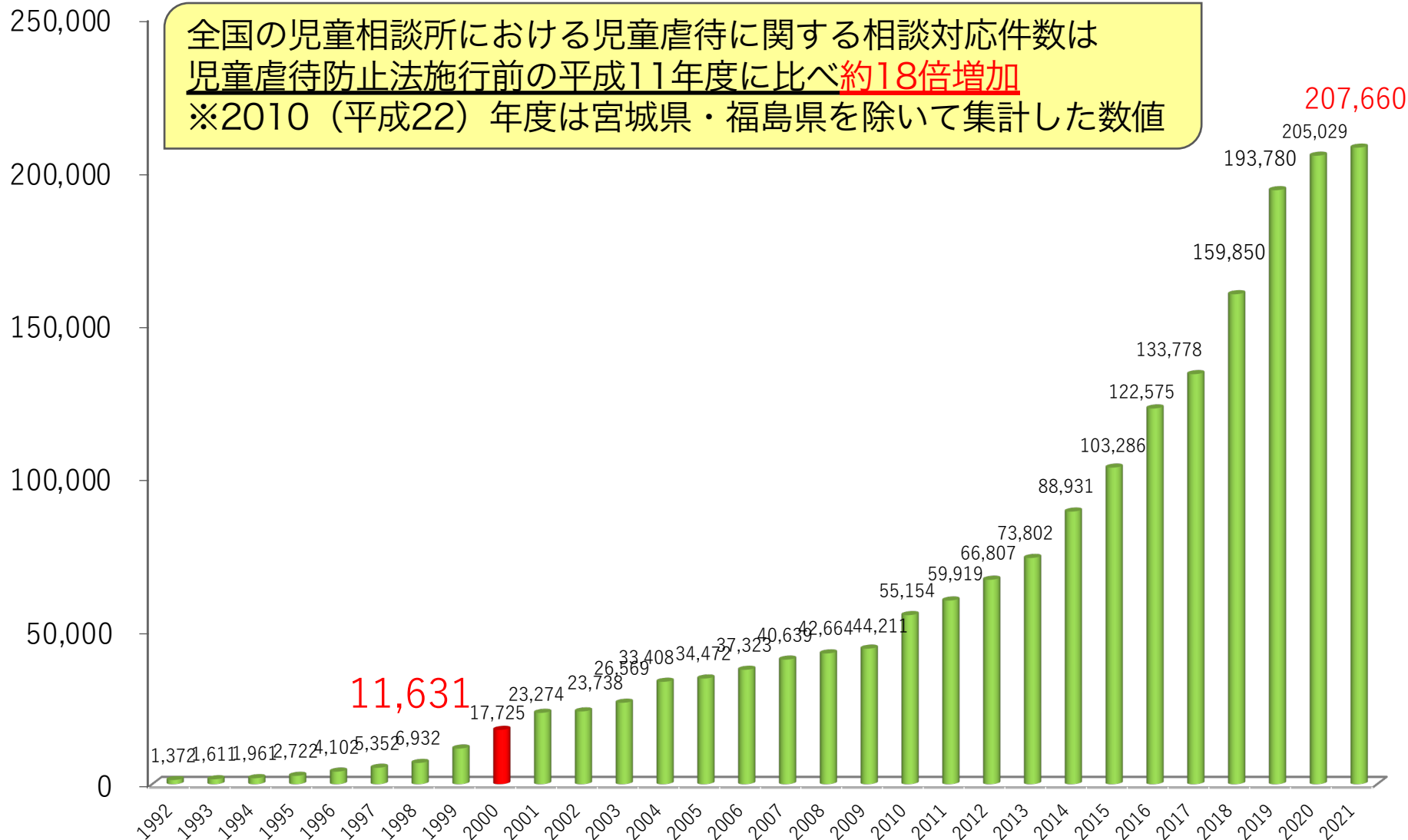
～広義の概念としての「_____」～

- ① 18歳未満の子どもに対する
- ② おとな、あるいは行為の適否に関する判断の可能な年齢の子ども（おおよそ15歳以上）による
- ③ 身体的暴力、不当な扱い、明らかに不適切な養育、事故防止への配慮の欠如、ことばによる脅かし、性的行為の強要などによって
- ④ 明らかに危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかかな心身の問題が生じているような状態



児童相談所における虐待相談対応件数の推移

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は
児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ**約18倍増加**
※2010（平成22）年度は宮城県・福島県を除いて集計した数値



児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 令和3年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

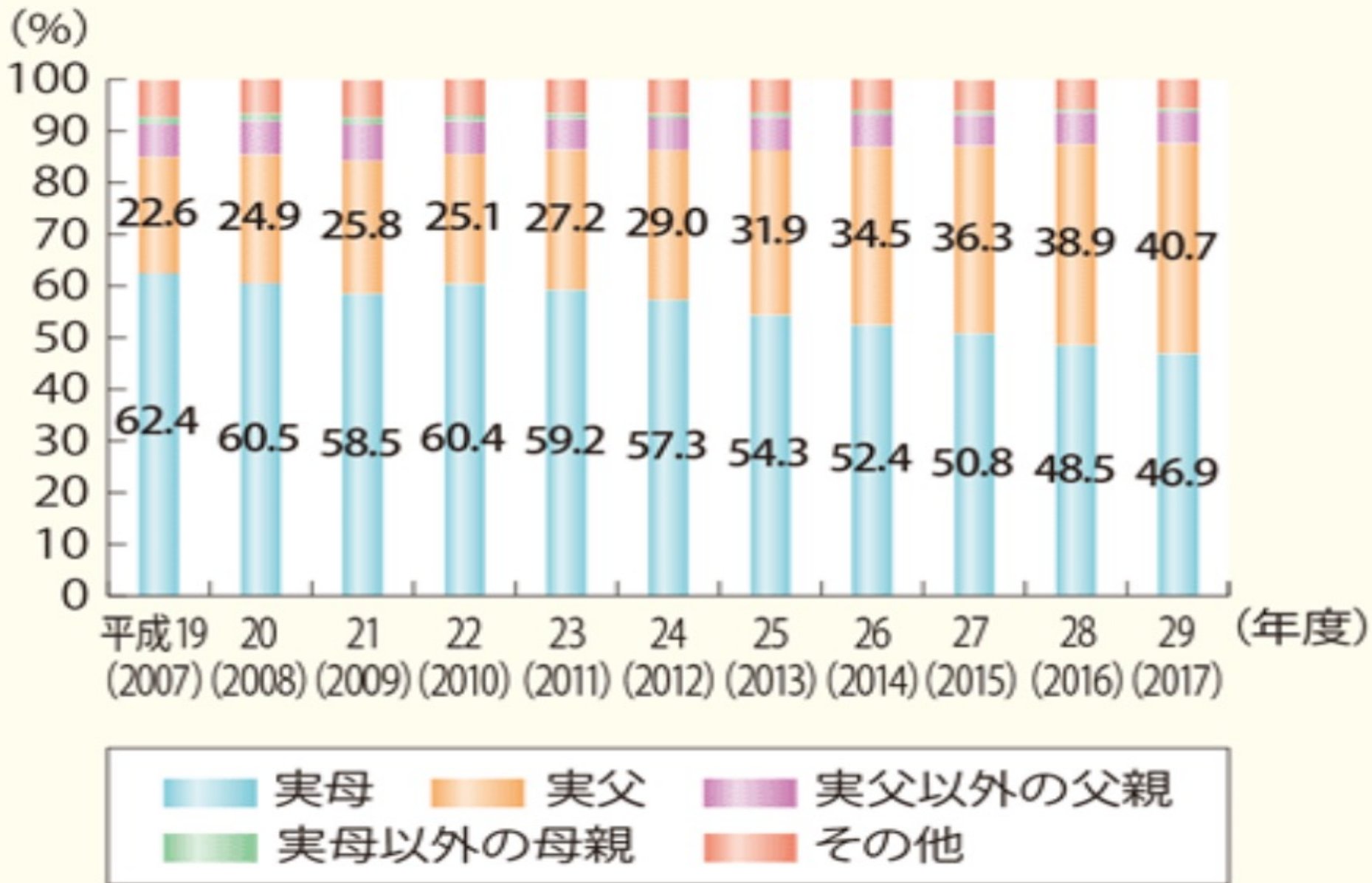
	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621(27.7%)	24,444(23.7%)	1,521(1.5%)	48,700(47.2%)	103,286(100.0%)
平成28年度	31,925(26.0%)	25,842(21.1%)	1,622(1.3%)	63,186(51.5%)	122,575(100.0%)
平成29年度	33,223(24.8%)	26,821(20.0%)	1,537(1.1%)	72,197(54.0%)	133,778(100.0%)
平成30年度	40,238(25.2%)	29,479(18.4%)	1,730(1.1%)	88,391(55.3%)	159,838(100.0%)
令和元年度	49,240(25.4%)	33,345(17.2%)	2,077(1.1%)	109,118(56.3%)	193,780(100.0%)
令和2年度	50,035(24.4%)	31,430(15.3%)	2,245(1.1%)	121,334(59.2%)	205,044(100.0%)
令和3年度	49,241(23.7%) (▲794)	31,448(15.1%) (+18)	2,247(1.1%) (+2)	124,724(60.1%) (+3,390)	207,660(100.0%) (+2,616)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

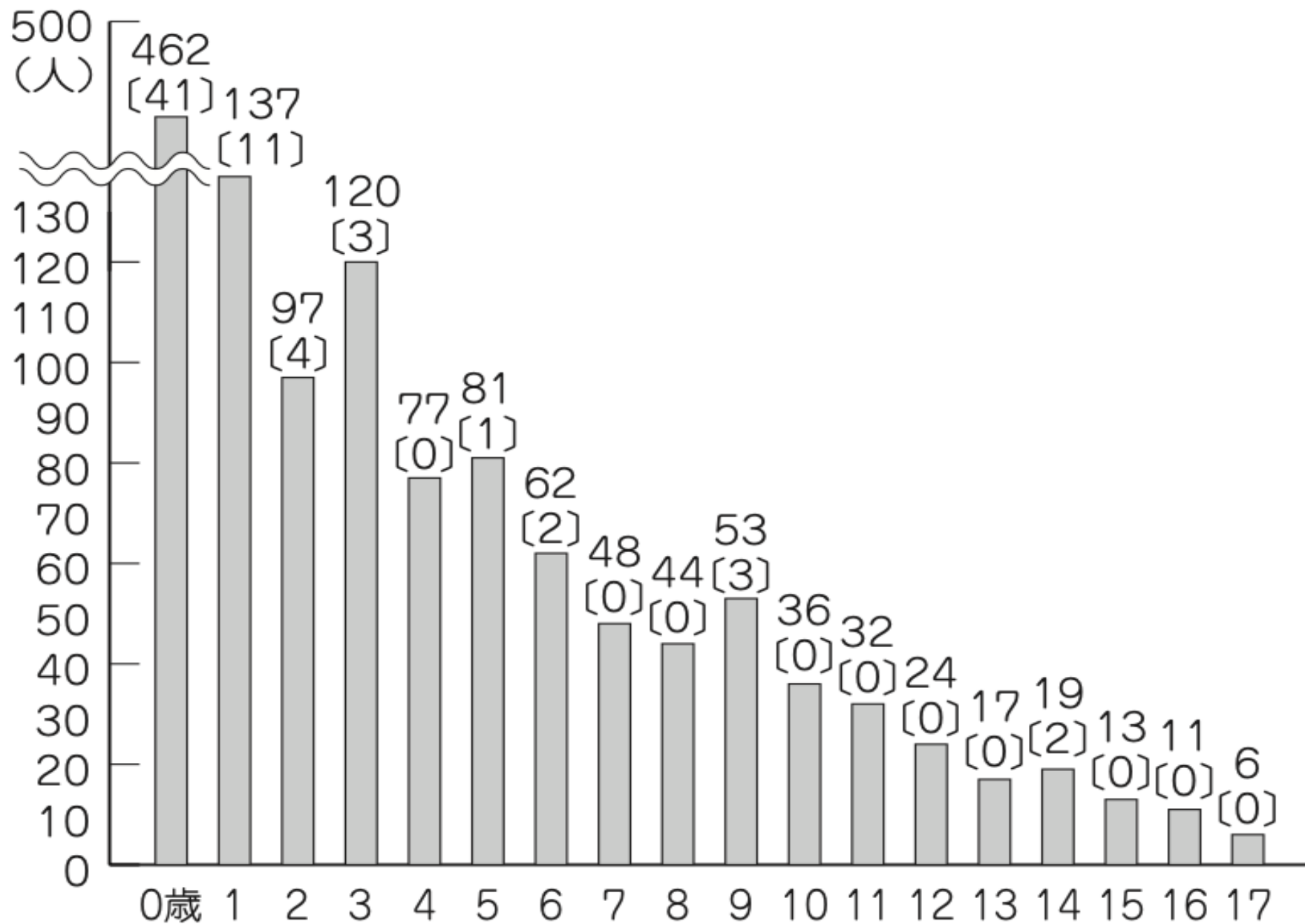
※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

児童相談所虐待相談における主たる加害者の推移

資料：厚労省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」



1. 死亡した子どもの年齢 (平成15年7月～31年3月)



加害の動機：心中以外の虐待死

(第1次報告～第9次報告(全年齢)：不明・その他を除く)

区 分	総数
しつけのつもり	65
子どもがなつかない	10
パートナーへの愛情を独占されたなど、子どもに対する嫉妬心	3
パートナーへの怒りを子どもに向ける	7
慢性の疾患や障害の苦しみから子どもを救おうという主観的意図	5
精神症状による行為（妄想などによる）	26
子どもの暴力などから身を守るため	0
MSBP（代理人によるミュンヒハウゼン症候群）	4
保護を怠ったことによる死亡	71
子どもの存在の拒否・否定	39
泣きやまないことにいらだったため	40
アルコールまたは薬物依存に起因した精神症状による行為	0

妊娠期・周産期の問題： 心中以外の虐待死

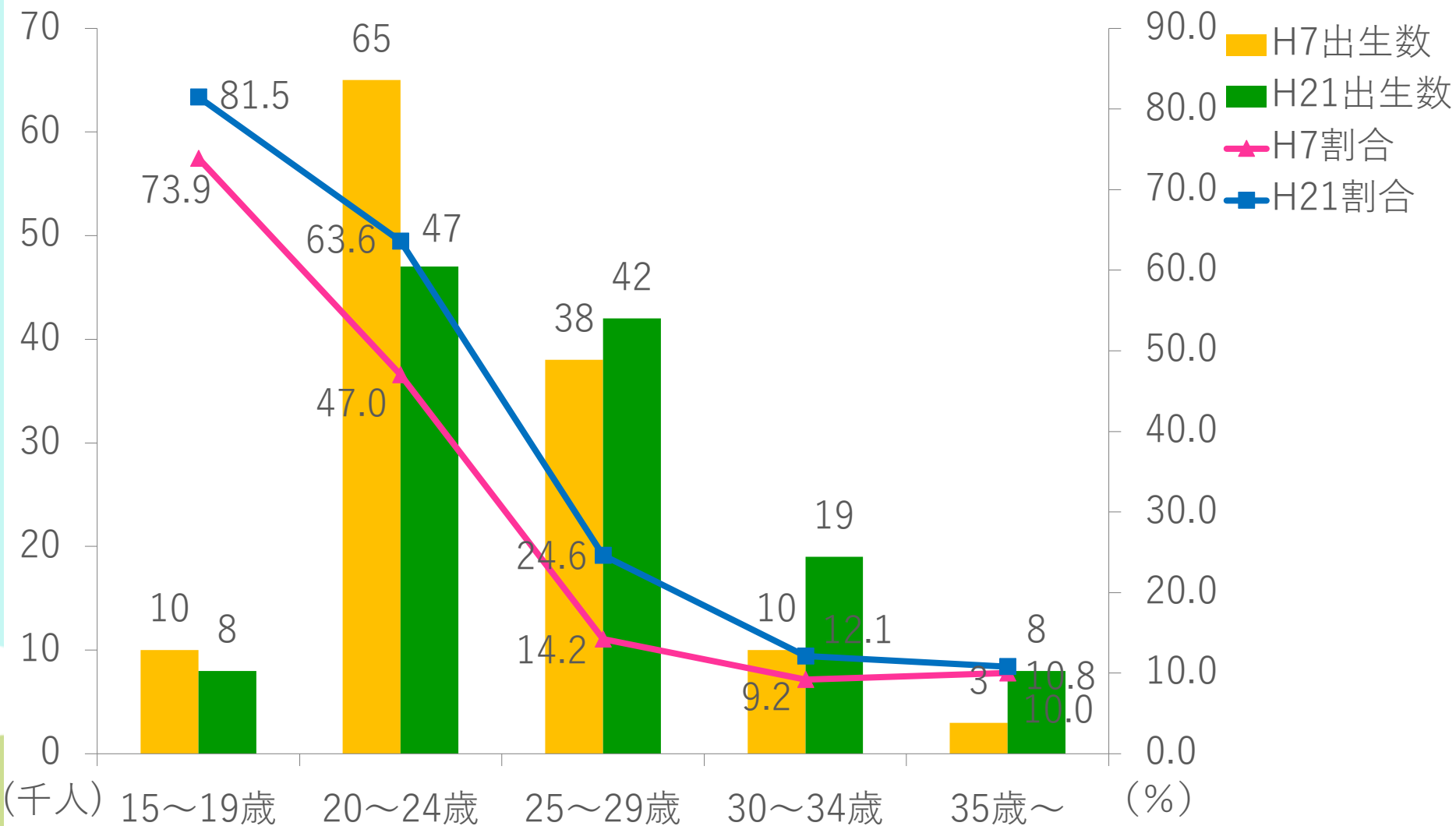
(第1次報告～第9次報告(全年齢)：複数回答、20以上のみ)

区 分	総数
望まない妊娠/計画していない妊娠	88
妊娠健康診査未受診	83
若年（10代）妊娠	74
母子健康手帳の未発行	73
低体重	43
帝王切開	42
喫煙の常習	31
墮落分娩	30
出生時の退院の遅れによる母子分離	28
切迫流産・切迫早産	23
胎児虐待	20
NICU（新生児特定集中治療室）入院	20



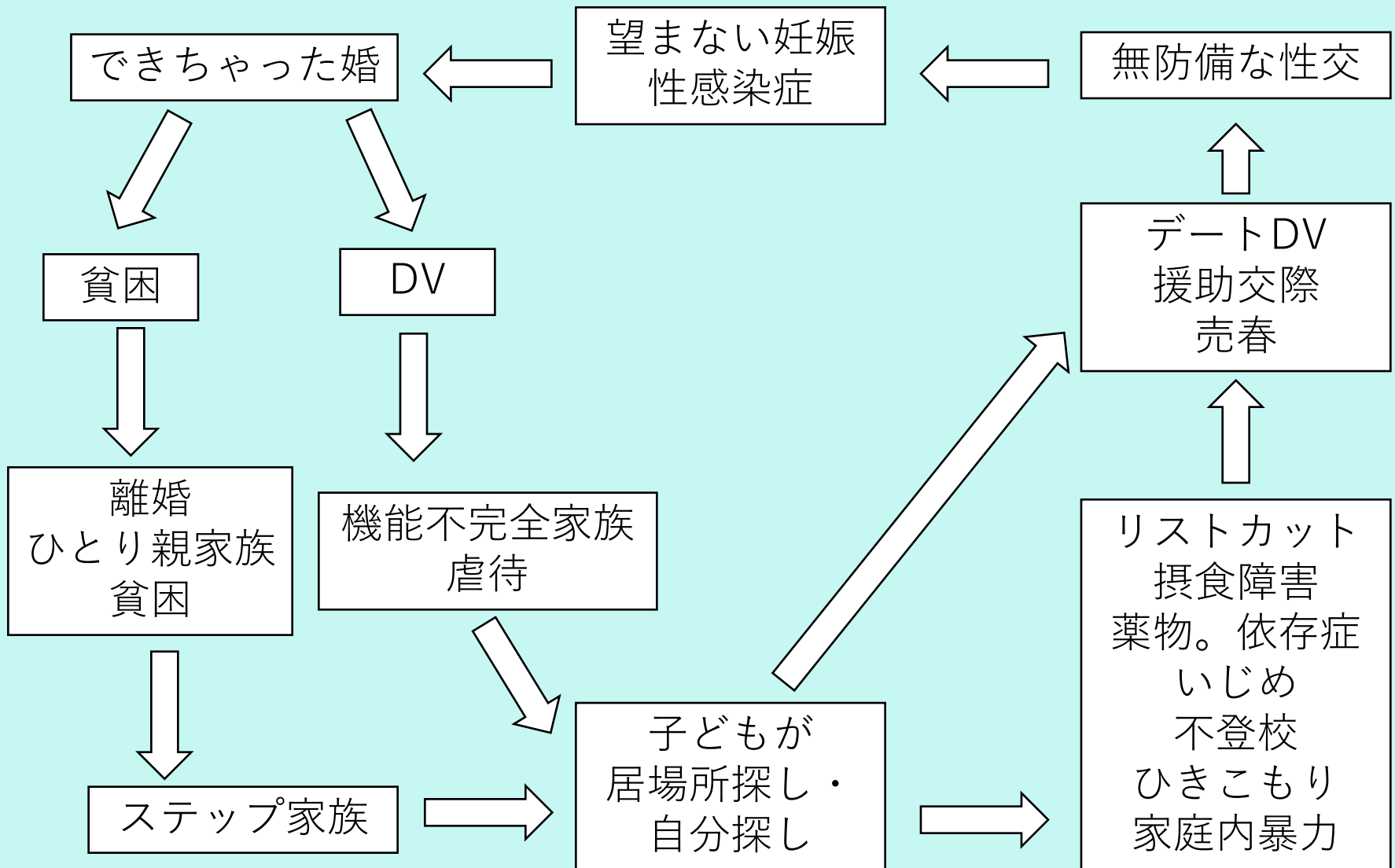
結婚期間が妊娠期間より短い出生数と 嫡出第1子に占める割合（H7・21年）

資料：厚労省大臣官房統計情報部「出生に関する統計」



望まない妊娠の背景と世代間連鎖

資料：日本子ども家庭総合研究所「母子保健情報第67号」2013



「_____」のリスク要因

- * 妊娠そのものを受容することが困難（望まぬ妊娠・若年の妊娠）
- * 子どもへの愛着形成が十分に行われていない
(妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児への受容に影響がある。長期入院)
- * マタニティーブルーや産後うつ病等精神的に不安定な状況
- * 性格が攻撃的、衝動的、あるいはパーソナリティの障害
- * 精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存
- * 保護者の被虐待経験
- * 育児に対する不安やストレス（保護者が未熟等）育児の知識や技術の不足
- * 体罰容認などの暴力への親和性

など



「_____」のリスク要因

* 乳幼児期の子ども

* 未熟児

* 障害児

* 多胎児

* 保護者にとって何らかの育てにくさを持っている子ども など



「_____」のリスク要因

- * 経済的に不安定な家庭
- * 親族や地域社会から孤立した家庭
- * 未婚を含むひとり親家庭
- * 内縁者や同居人がいる家庭
- * 子連れの再婚家庭
- * 転居を繰り返す家庭など
- * 保護者の不安定な就労や転職の繰り返し
- * 夫婦間不和、DV等不安定な状況にある家庭

など



その他の虐待のリスクが高いと 想定される場合

- * 妊娠の届出が遅い、母子健康手帳未交付、
妊婦健康診査未受診、乳幼児健康診査未受診
- * 飛び込み出産、医師や助産師の立ち合いがない自宅等での分娩
- * きょうだいへの虐待歴
- * 関係機関からの支援の拒否 など



子ども虐待による死亡事例等を防ぐための リスクとして留意すべきポイント

(社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会
【平成28年9月】)

養育者の側面

- ・ 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- ・ 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- ・ 関係機関からの連絡を拒否している
(途中から関係が変化した場合も含む)
- ・ 望まない妊娠/計画していない妊娠
- ・ 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産した
- ・ 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は
予防接種が未接種である (途中から受診しなくなった場合も含む)
- ・ 精神疾患や強い抑うつ状態がある
- ・ 過去に自殺企図がある
- ・ 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている

- ・子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- ・虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- ・訪問等をして子どもに会わせない
- ・多胎児を含む複数人の子どもがいる

子どもの側面

- ・子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- ・一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- ・子どもが保育所等に来なくなった
- ・施設等への入退所を繰り返している
(家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い)
- ・きょうだいに虐待があった

生活環境等の側面

- ・児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- ・生活上に何らかの困難を抱えている
- ・転居を繰り返している
- ・孤立している

援助家庭の側面

- ・ 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず得られた情報を統合し虐待発生リスクを認識できなかった
- ・ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における検討の対象事例になっていなかった
- ・ 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄であった
- ・ スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていなかった

保護者・子ども・養育環境状等の
ハイリスク要因と併せ

該当する場合には注意して対応する必要がある

①身体的影響

②知的発達面への影響

③心理的影響

- ・ 対人関係の障害
- ・ 低い自己評価
- ・ 行動コントロールの問題
- ・ 多動
- ・ 心的外傷後ストレス障害
- ・ 偽成熟性
- ・ 精神的症状



など





①身体的影響

打撲、切創、熱傷など外から見てわかる傷

骨折、鼓膜穿孔、頭蓋内出血など外から見えない傷

栄養障害や体重増加不良、低身長

愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果の成長不全

など





②知的発達面への影響

安心できない環境で生活することにより、

落ち着いて学習に向かうことができない

ネグレクトの状態で養育されることで、学校への登校もままならない

子どもの知的発達にとって必要なやりとりを行わないことや、

年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求をすることにより

知的発達を阻害する

など





③心理的影響

- ・対人関係の障害

子どもの欲求が満たされない

→愛着対象と基本的な信頼関係を構築することができなくなり

→結果として他人を信頼し愛着関係を形成することが困難になり

→対人関係における問題が生じることがある

対人的に不安定な愛着関係となり、両価的な矛盾した態度

無差別的な薄い愛着行動

保護者以外の大人との間に、虐待的な人間関係を反復することがある

など





- 低い自己評価

自分が悪いから虐待される

自分は愛情を受けるに値する存在ではないと感じることにより、自己肯定感を持ってない状態となることがある

- 行動コントロールの問題

保護者からの暴力を受けた子どもは、

暴力で問題を解決することを学習し、

学校や地域で粗暴な行動をとるようになることがある

攻撃的・衝動的な行動をとったり、

欲求のままに行動する場合がある

など





- 多動

虐待的な環境で養育されることは、
子どもを刺激に対して過敏にさせることがあり、
そのため落ち着きのない行動をとるようになる

- 心的外傷後ストレス障害

トラウマは適切な治療を受けないまま放置されると
将来にわたってPTSDとして残り、
思春期等に至って問題行動として出現する場合がある

など





・偽成熟性

大人の顔色を見ながら生活することから、

大人の欲求にしたがって先取りした行動をとるような場合がある

精神的に不安定な保護者に代わって、

大人としての役割分担を果たさなければならないようなこともある

一見よくできた子どもに思える一方で、思春期等に問題が表出することもある

・精神的症状

反復性のトラウマにより、精神的に病的な症状を呈し、

記憶障害、意識が朦朧とした状態、離人感等が見られる

強い防御機能としての乖離が発現し、稀に解離性同一性障害に発展する

など



反応性愛着障害

愛着とは・・・

- * 誕生後まもなく特定の大人との間に形成する絆
- * 愛着関係が深く長く続くことで基本的な信頼感や安心感を獲得する
- * 感情のコントロールや人間関係の基礎ともなる

虐待などにより愛着の絆が断たれ、

問題行動が生じた場合「反応性愛着障害」と診断される

- * 苛立ちや不満のおさえが効かない
- * 落ち着きがなく自傷や他害行動を起こす
- * 人間関係の距離の取り方がわからない

など



愛着障害の構造

子どもと世話人との間の愛着を妨害するもの

状態に
なる
愛着が
欠けた
如く
断たれた
愛着の
絆が

出生前の胎児に悪影響を及ぼすもの
(喫煙、飲酒、麻薬常用など)

出生後の状況が生み出すさまざまな悪影響
(乳児自体の入院、母親の病気、
無神経な多人数の世話人などによる養育、
ネグレクトや虐待など)

人間形成の主な2か所に障害が起こる

人間形成の主な2か所に障害が起こる

自制能力の欠如

衝動の抑制、自分を癒す力、自主性、
忍耐力、持続力、自制心

人間関係の
構成能力の欠如

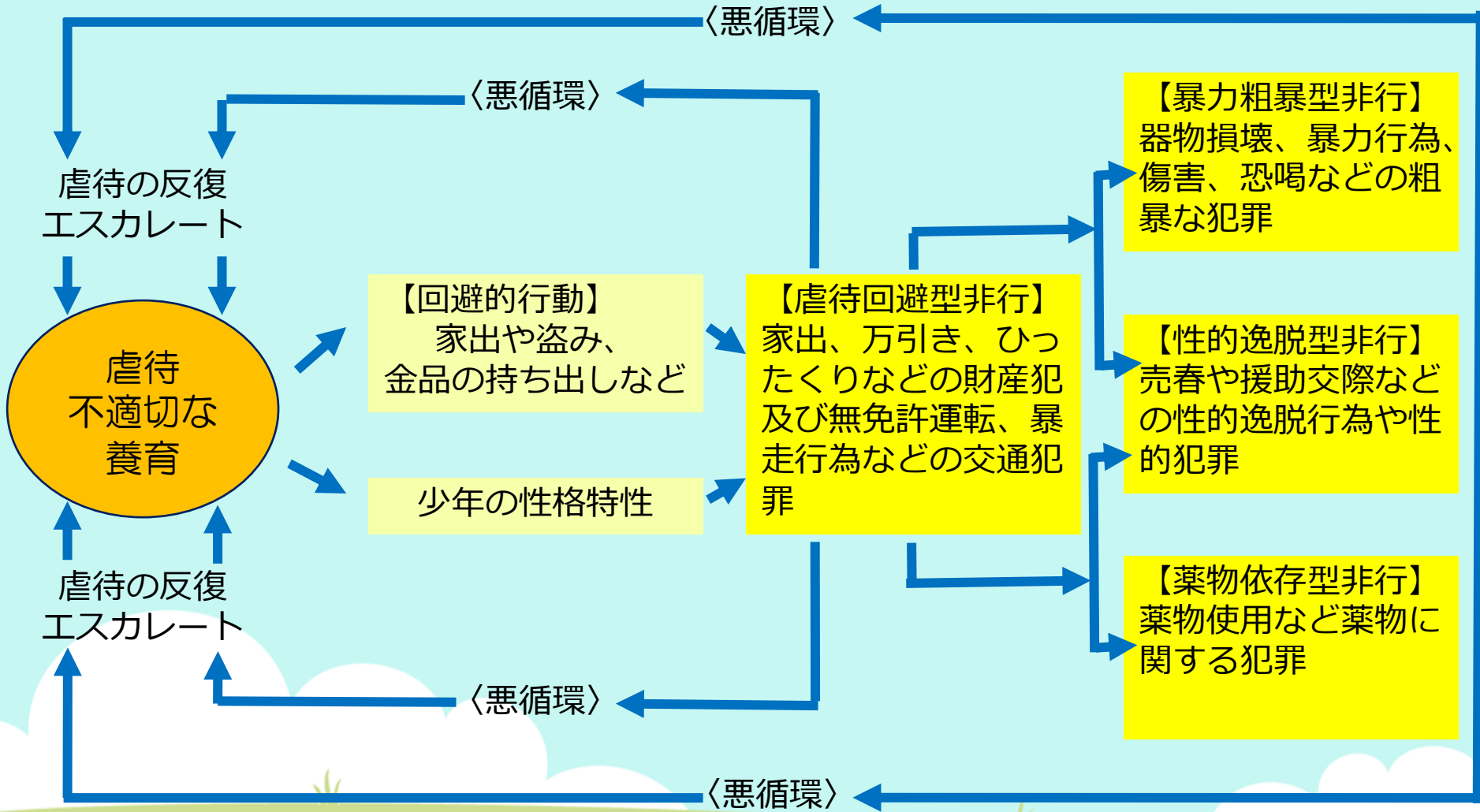
共感能力、信頼感、情愛、相互性、
表現能力、人に対する信頼感

問題行動が出る

愛着障害

- * 衝動的、過激行動的、不注意
- * 刺激を求め、感情を行動に移す
- * 自己に否定的概念を持つ
- * 反抗的、挑戦的
- * 友だちを作らない
- * 叱られることをして、注目を集める
- * 見え透いたうそをつき、人を操る

虐待と非行のメカニズム





子どもからみた「虐待的環境」

①自分が依存しなければ生きていけない状態

家庭内の権力者との関係で、
自分の心身の安全が脅かされる状態が持続している

②次に何が起こるかがわからないという「予測不可能性」

例えば昨日指示されたことと同じことを今日やると、
激しく非難、攻撃されるようなことがしばしば生じ、
そのために子どもには虐待を避ける方法が発見できず、
自分のいかなる努力によってもまわりの状況をコントロールできないという
「無力感」に支配されるようになる





子どもからみた「虐待的環境」

③自分の身体的欲求を自分自身でコントロールすることが許されない
例えば自分の欲求を充足するはずの食事の時間が、
親の恣意的（勝手）な強制によってもっとも恐怖の時間になるあるいは、
自分の身体でありながら、性的に進入される体験が繰り返されることによ
って、自分の体のコントロールが奪われていく

④ 家族内の権力者が作る規則の強制

その規則そのものが恣意的でころころ変わる場合がしばしばで、
子どもは常に不安な状態に置かれる





子どもからみた「虐待的環境」

- ⑤ 家族外の他者との関係が厳しく制限される、ないしは許されない
例えば、放課後や休みの日に友達と遊ぶことが一切禁止され、手紙などもすべて検閲されたり、捨てられてしまったりする。

- ⑥ 自分自身の意思や感情を表現することが許されない
家族の中の権力者とは異なる自分自身の意思や感情を表現することは、激しい「見捨てられ不安」を感じる状況、ないしは攻撃され、傷つけられる状況をもたらす





子どもからみた「虐待的環境」

⑦ 自尊感情と他者に対する信頼感の破壊

例えば「お前はどうしようもない子だ」「生まれてこなければよかった」などの否定的メッセージ、「見捨てるぞ」などの脅しのメッセージを浴びせられ続ける



回復のためのかわり

- ① 「_____」が守られる環境の保障
- ② 抑圧ないしは「乖離」されていた
「_____」できるように援助する
- ③ 援助者自身が守り通すべきこと
- ④ 「_____」に対する枠づけ（Limit Setting）
- ⑤ 「_____」の視点



* 試し行動

* 退行現象



子ども虐待の「発見・通告」

児童福祉法第25条

「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」

児童虐待防止法

第5条 教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師など、子どもの虐待を発見しやすい立場の職種に、早期発見の努力義務

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに通告する義務

通告が刑法の守秘義務に関する法律の妨げにならない

「親権」

- * 戦前の「民法」

「家のため」「親のため」の親子法規定

- * 戦後の「民法」

「子ども（未成年者）のため」の規定

- * 監護及び教育の権利義務権（820条）

- * 居所の指定権（821条）

- * 懲戒権（822条）

- * 職業許可権（823条） 等



「親権」

* 親権を適正に行使しない親については、

* 「_____の審判」 (民法834条)

→子ども、子どもの親族、未成年後見人、
未成年後見監督人、検察官

* 「親権喪失の宣告の_____」 (児福法第33条の7)

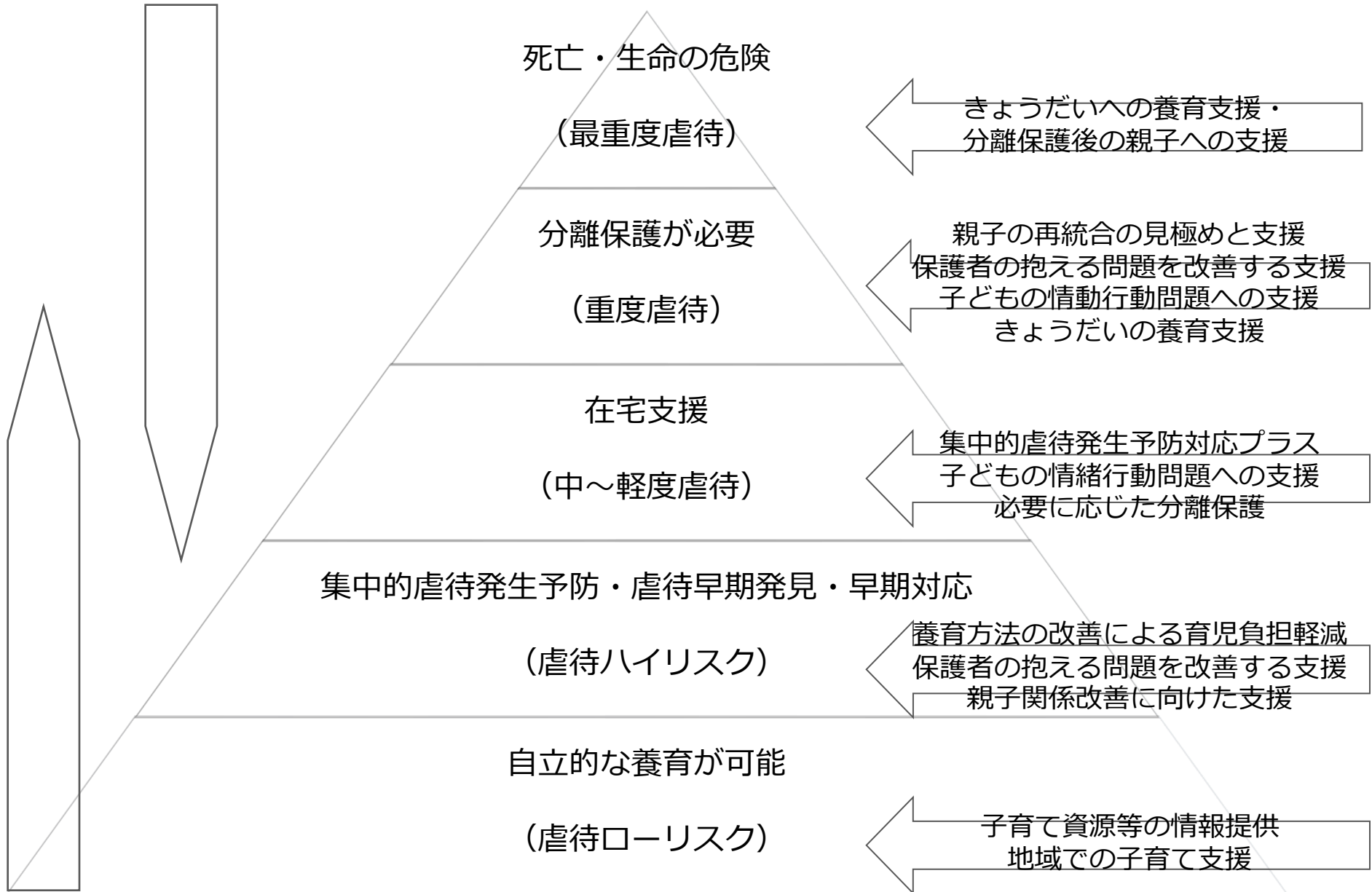
→児童相談所長

* 「_____の審判」 (民法834条の2)

→親権停止の申立ては親権喪失と同様の者が行える



虐待の重症度等と対応内容及び 児童相談所と市区町村の役割



子ども虐待の処遇

